

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ショッピングタウン中条
所在地 胎内市東本町2641 外
設置者 イオンリテール株式会社 他1者
- 2 変更をしようとする事項
駐車場の収容台数
（変更前）収容台数 770台
（変更後）収容台数 661台
- 3 変更を予定する年月日
令和8年6月2日
- 4 変更をしようとする理由
現状の利用状況を踏まえ、適正な台数への変更を行うため
- 5 届出年月日
令和7年10月1日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和7年10月24日から令和8年2月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp